

2022年6月10日

株主各位

第16回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<https://corp.logly.co.jp/ir>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供
しております。

ログリー株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2018年12月21日に決議した「内部統制システム構築に関する基本方針」に則り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、今後も当該体制を継続することを決定しております。また同時に、適宜整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制システムとなるよう、努めてまいります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役及び使用人は、社会の一員として「ログリー行動規範」に則した行動を行い、健全な企業経営に努めるものとする。
- ・当社グループの取締役は、当社の取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に当社の取締役会に報告するものとする。
- ・当社グループの取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行するものとする。
- ・当社の取締役CFOは、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款の問題の有無を調査し、経営会議を通じて業務執行取締役及び監査等委員に報告する。当社の取締役は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・当社の監査等委員は、法令が定める権限を行使し、業務執行取締役の職務の遂行を監査、監督する。
- ・定期的を実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に速やかに報告する体制を構築するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社グループの取締役会議事録、稟議や決裁事項など執行にかかる文書及び電磁的記録を社内規程に従い適切に保存し、管理する。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社の取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めるものとする。また、外部機関を活用した与信管理や、外部の総合法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めるものとする。
 - ・ 当社の業務執行取締役は、「リスク管理規程」に基づき、必要に応じてリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのガイドライン等を制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等によりリスク管理体制を確立する。
 - ・ 定期的を実施する内部監査では、「リスク管理規程」に準拠して、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのガイドライン等を制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等によりリスク管理体制を確立する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
 - ・ 定時取締役会を月に一度開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとし、迅速な意思決定を行うため、経営及び業務執行に関する重要事項の共有を行う機関として経営会議を設置するものとする。
 - ・ 取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行うものとする。
 - ・ 日常の職務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。
- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 当社子会社の業務執行の状況については、定期的に当社の取締役会において報告されるものとする。
 - ・ 当社子会社を担当する業務執行取締役は、随時当社子会社から業務執行の状況の報告を求めものとする。

- ⑥ 当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- ・財務報告について内部統制が有効に行われるよう社内規程等必要かつ適正な体制の構築・維持・向上を図るとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととする。その人事については、事前に監査等委員会の同意を得るなど、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保すると共に、当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮・命令に服するものとする。なお、補助すべき取締役は置かないものとする。
- ⑧ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議において決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
 - ・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告するものとする。
 - ・前二号の説明又は報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを禁止するとともに、その旨を当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して周知徹底するものとする。また、報告を受けた監査等委員会は、報告者の氏名及び情報等を秘匿するものとする。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員が職務の執行において、費用の請求をした時は、その費用等が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとする。

- ⑩ 監査等委員会の監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、取締役CFOを通じて、必要な情報を収集するとともに、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査担当部門との定期的な会合を通じて情報意見交換を行い、監査・監督の効率性及び実効性を確保するものとする。
- ⑪ 当社グループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針として周知徹底するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、上記の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に従い、業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、当社の社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を徹底するため、取締役及び使用人への意識の浸透を図っております。

内部監査については、内部監査責任者が年間の内部監査計画に基づき監査を実施しております。

監査等委員会に対しては、監査等委員が取締役会やその他重要な会議へ出席する機会を確保し、監査等委員会の要請に応じ速やかに情報提供をするなど、監査・監督が実効的に行われる環境を整備しております。また同時に、内部監査担当、監査等委員会、会計監査人の三者間による連携が密にとれるような関係の構築を支援しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 ログリー・インベストメント株式会社
株式会社ウム（2022年1月1日にクロストレックス株式会社から商号変更）
moto株式会社

当連結会計年度において、moto株式会社の全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物および建物附属設備については、定額法、その他は定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、8年間で均等償却しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 広告配信サービス

顧客の広告を広告枠に配信し、ユーザーのクリックを獲得した都度、履行義務を充足したものと判断し収益を認識しております。

ロ. 広告関連サービス

データ等の納品物を顧客に納品した時点で、履行義務を充足したものと判断し収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準等」という。)を当連結会計期間の期首から適用し、約束した当該財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、広告サービスの一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客へのサービス提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計期間の売上高及び売上原価は49,876千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「還付加算金」(前連結会計年度 170千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しました。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	108,136千円
計	108,136千円

(注) 関係会社株式については連結財務諸表上、相殺消去されております。

② 担保に係る債務

長期借入金	343,000千円
計	343,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,554千円

(3) 当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため、取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

2022年3月31日

貸出コミットメント契約総額	200,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	100,000千円

(注) 上記の貸出コミットメント契約総額については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

- ・本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- ・本契約締結日以降の本・中間決算期末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、2020年3月期の決算期末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,803,000株 |
|------|------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 311,900株 |
|------|----------|

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 資金運用については短期的な預金に限定しております。設備投資等の理由により長期的な資金が必要となる際には、資金計画等を十分に検討し、主に銀行借入により調達しております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。
借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- (ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
- 営業債権については、与信管理規程に従い、事業部が取引の信用情報を管理するとともに、財務経理規程に基づき経営企画部にて取引先ごとに残高を管理し、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。
- (イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
- 各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新することにより、流動リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額105,197千円）は注記を省略しております。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷 金	70,967	69,613	△1,354
資 産 計	70,967	69,613	△1,354
(1) 短 期 借 入 金	100,000	100,000	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	872,090	866,992	△5,097
負 債 計	972,090	966,992	△5,097

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当ありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷金	—	69,613	—	69,613
短期借入金	—	100,000	—	100,000
長期借入金	—	866,992	—	866,992

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要なサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計期間 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
広告配信サービス	2,398,976
広告関連サービス	279,266
その他	3,697
顧客との契約から生じる収益	2,681,941
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,681,941

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	256,336千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	243,692千円
契約負債 (期首残高)	112,055千円
契約負債 (期末残高)	120,647千円

契約負債は、サービスにかかる顧客からの前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、79,326千円
であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 130円79銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 184円33銭 |

9. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
－	東京都渋谷区	のれん	596,484千円

① 減損損失の認識に至った経緯

当社の連結子会社であるmoto株式会社の株式取得に伴い発生したのれんについて、事業計画の見直しを行ったところ、当初想定した収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

② 資産のグルーピングの方法

当社グループでは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

③ 回収可能性の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損損失596,484千円を計上しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

- ② 投資有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 建物および建物付属設備については、定額法、その他は定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 広告配信サービス 顧客の広告を広告枠に配信し、ユーザーのクリックを獲得した都度、履行義務を充足したものと判断し収益を認識しております。
- ② 広告関連サービス データ等の納品物を顧客に納品した時点で、履行義務を充足したものと判断し収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首から適用し、約束した当該財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、広告サービスの一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客へのサービス提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価は49,876千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純損失には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価（moto株式会社）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式（moto株式会社）	108,136千円
関係会社株式評価損	626,863千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

関係会社株式については、当該株式の実質価額が著しく低下した場合で、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。

② 主要な仮定

実質価額に影響を与えるmoto株式会社の将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画の見積りにおける主要な仮定は、成果件数であります。

成果件数は、市場環境の変化等の影響を考慮しているため、不確実性が伴います。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

翌年事業年度に主要な仮定に重要な変更が生じた場合には関係会社株式評価損が計上される可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	108,136千円
計	108,136千円

② 担保に係る債務

長期借入金	343,000千円
計	343,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,554千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 957千円

(4) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

2022年3月31日

貸出コミットメント契約総額	200,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	100,000千円

(注) 上記の貸出コミットメント契約総額については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

- ・本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- ・本契約締結日以降の本・中間決算期末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、2020年3月期の決算期末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	241千円
営業取引以外の取引高	236千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
 - 普通株式 3,803,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
 - 普通株式 145,360株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ①配当金支払額等
該当事項はありません。
 - ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 311,900株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

のれん	15,129千円
賞与引当金	6,109
有形減価償却費(一括償却)	475
ソフトウェア	27,911
関係会社株式評価損	199,365
税務上の繰越欠損金	12,816
その他	8,436
繰延税金資産小計	270,244
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,816
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△257,428
評価性引当額小計	△270,244
繰延税金資産合計	—

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

関係会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ウム	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収	110,000	長期貸付金	—
				資金の貸付	110,000		
				受取利息(注)	236	受取利息	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入および貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	137円62銭
(2) 1株当たりの当期純損失	181円44銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。